入札参加資格停止措置状況

対象業者	事由	資格停止期間
みらい建設工業　株式会社 東京都港区芝４丁目６番１２号	みらい建設工業(株)が代表構成員を務める共同企業体が名古屋港管理組合から受注した「弥富ふ頭第１貯木場北側護岸整備工事（その６)」において、同社及び同社社員が、石材が水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかったとして、令和８年７月１７日、名古屋簡易裁判所から港則法違反により罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、養老町建設工事請負契約に係る入札参加資格等措置要綱別表第２第６号「不正又は不誠実な行為」に該当するため、２カ月の資格停止を行う。	令和８年 10 月 21 日～ 令和８年 12 月 20 日（２カ月）